

# 安全・安心な養殖魚の生産へ向けたとりくみ

## 1. 現況

近年、JAS法違反や無登録農薬の問題等、食品の安全性に対するルール違反が取り上げられるなか、養殖魚についての安全性についても消費者の関心は高まっています。

今年は薬事法と関係法令の見直しがなされ、水産用医薬品の適正使用についても徹底を図るべく法整備がなされています。

このような現状をふまえ、生産者はどのような取り組みをするべきなのでしょうか？

## 2. 養殖履歴管理体制のスタート

薬事法の省令が改正され、投薬記録の努力義務が盛り込まれました。

養殖業者は、生け簀名、魚種、推定尾数、平均魚体重、使用医薬品名、用法用量、水揚げできる月日等を養殖日誌に記載して、投薬履歴を追跡できるように求められています。

## 3. 薬品残留検査へのとりくみ

食品衛生法によって、魚介類には抗生物質や合成抗菌剤を含有してはならないことになっています。

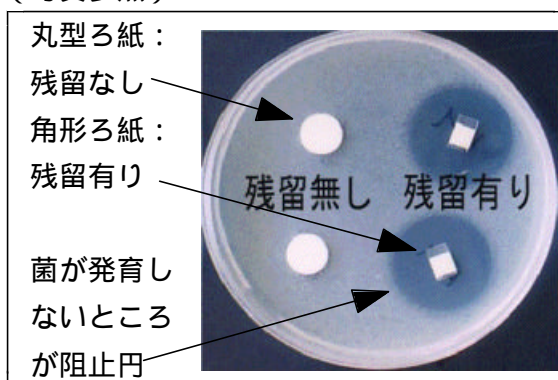
養殖業者のみなさんは薬品の用法・用量、休薬期間等を守りながら生産を行っていることと思いますが、このことを客観的に証明するものに残留検査があります。

最近では量販店等から残留検査結果を提示すること等を求められることもあるようです。

公的機関の残留検査証明を得るにはコストや時間がかかることもあり、通常は簡易でコストのかからない方法で自主検査を行い、定期的に公的機関の検査結果とを照合し、自主検査の信頼性を担保する方法を実践している事例もあります。

自主検査の代表的な方法として生物学的手法によるものがあります。この方法は、市販の検査キットで調べることが可能で、培地に付属の菌を塗り、その上に養殖魚の肉片を置いて24時間程度培養する過程で、肉片の周辺に菌が培養されない場所（阻止円）ができれば肉片に薬剤が含まれていたこととなります。

（写真参照）



## 4. 水産用ワクチンの普及

平成14年度以降はカンパチやヒラマサ等のブリ類に投与できる連鎖球菌症用ワクチンが、また、15年度からは同じくブリ類に投与できるイリドウイルス感染症と連鎖球菌症の2種混合ワクチンが販売され、使用量はますます増加傾向にあります。

ワクチンの効果で対象疾病にかかりずらく、抗生剤等の使用量が減少する、または全く使う必要がなければ「無投薬養殖」が可能になるかもしれません。

上述したように、生産者が養殖履歴の管理や薬剤残留検査、ワクチンの使用等に取り組むことで消費者に対して「安全で安心な養殖魚」を提供し、イメージさせることができれば、養殖魚の消費拡大につながるのではないかと考えます。 （生物部 平江）